

作成日 令和 7 年 12 月 15 日

令和 8 年度 施行

## 生活支援コーディネーター業務委託(通いの場)

(高齢者支援課 介護予防係)

公示用

生活支援コーディネーター業務委託(通いの場)

項目	単価	数量	単位	金額	備考
人件費		157	日		年間稼働時間1220.25時間/7.75
					生活支援コーディネーター業務から稼働時間を計算
社会保険料等					
事業費					
小計					
諸経費					小計の15%以内
消費税 10%					非課税事業のため
合計					

## 生活支援コーディネーター業務委託（通いの場） 仕様書

### 1 業務の目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に掲げる生活支援体制整備事業として、本仕様書の業務を行い、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護サービスの提供だけでなく、住民をはじめボランティア、民間企業、地縁組織等多様な主体が、「高齢者の社会参加（介護予防）」を推進することを目的とする。

### 2 根拠法令等

業務の実施にあたっては、本仕様書のほか介護保険法、その他関係法令等、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）、その他関係通知等、芽室町生活支援体制整備事業実施要綱を根拠とする。

### 3 業務時間

原則として、週5日以上業務に従事するものとする。

### 4 業務内容

町と協議のもと、受託者の専門的な知識とネットワークを駆使し、次の業務を行う。

#### （1）通いの場の資源開発

サービスの担い手となる人材の養成、高齢者が担い手として活躍する場の確保、サービス資源の創出等

#### （2）ネットワークの構築

関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等

#### （3）ニーズと取組のマッチング

地域のニーズとサービス提供主体とのマッチング等

#### （4）既存高齢者支援活動団体の運営支援

高齢者支援活動団体の状況把握・運営支援、高齢者支援活動団体の活動状況等の報告

#### （5）協議体の支援と業務に関連する研修会への参加、報告事務

なお、上記（1）～（3）については、窓口等を設置し相談対応を行うこと。

### 5 その他の留意事項

（1）受託者は、本事業に従事する職員に対して、指導、助言体制を整備し、必要な教育を行うなどして、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。

（2）実施の詳細については、予め委託者と協議するとともに、業務遂行にあたって疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受け実施すること。

（3）消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき、消費税非課税事業とすること。

### 6 この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して定める。